

議案第65号

三朝町被災者住宅再建支援事業助成条例の設定について

次のとおり三朝町被災者住宅再建支援事業助成条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成13年9月14日

三朝町長 吉田 秀 光

平成13年9月21日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町被災者住宅再建支援事業助成条例

(目的)

第1条 この条例は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた者に、被災者住宅再建支援金を交付することにより、町が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「自然災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる災害のうち、当該災害により鳥取県内で10戸以上の住宅が全壊したもののその他被災地域の崩壊を招くとともに、町の財政を著しく圧迫するおそれのある重大な被害が生じたもので、町長が指定したものをいう。

(支援金の交付)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、別表の左欄に掲げる被災者住宅再建事業を行う同表の中欄に掲げる交付対象者に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表の左欄に掲げる被災者住宅再建事業に対する同表の右欄に掲げる交付額以下とする。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

	宝二限地長伊 香るの	コケま (E) さの (I) (A) 地長伊 へののよる 業事るの宝二限
--	---------------	--

別表（第3条及び第4条関係）

被災者住宅再建事業	交付対象者	交 付 額
<p>(1) 自然災害により全壊し、又は半壊した住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分のうち、その所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として町長が別に定める者（以下「所有者等」という。）が生活の本拠とするものに限る。以下同じ。）その他自然災害により居住することが困難となった住宅（以下「全壊住宅等」という。）に代わる住宅の新築又は購入（町内におけるものに限る。）</p>	<p>全壊住宅等の所有者等</p>	<p>全壊住宅等に代わる住宅の新築又は購入（自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）の翌日から起算して2年を経過する日までに当該新築又は購入について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約（所有者が自ら新築をする場合その他の契約をしない場合にあつては、着手とする。以下同じ。）をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。）に要する経費の額（全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。）</p>
<p>(2) 全壊住宅等の改築又は増築（全壊住宅等（当該全壊住宅等と同一の敷地内に存する別棟の浴室及び便所を含む。）の延べ面積の5割以上に相当する部分を立て替える場合に限る。）</p>	<p>全壊住宅等の所有者等</p>	<p>全壊住宅等の改築又は増築（発生日の翌日から起算して2年を経過する日までに当該改築又は増築について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。）に要する経費の額（全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。）</p>
<p>(3) 全壊住宅等その他自然災害により一部破損した住宅（以下「破損住宅等」という。）の補修のうち町長が別に定めるもの。</p>	<p>破損住宅等の所有者</p>	<p>破損住宅等の補修（発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該補修について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約をして発生日の翌日から起算して2年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。）に要する経費（破損住宅等1戸につき150万円を限度とする。）のうち50万円以下の部分に10分の10を乗じて得た額と50万円を超える部分に3分の2を乗じて得た額の合算額（当該経費が50万円以下である場合にあつては、当該経費に10分の10を乗じて得た額）</p>
<p>(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、町長が別に定める事業</p>	<p>町長が別に定める者</p>	<p>町長が別に定める額</p>